

第9-12表 社会保険料率の労使負担割合（2008年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2008

		(%)					
国		年金	医療	介護	雇用	その他	計
Country		Pension	Medical care	Nursing care	Employment	Others	Total
日本	JPN	14.996	8.2	1.23	1.2	なし	労使とも
	労使 / employer + employee	全て労使折半					12.813
アメリカ	USA	12.4	2.9 ¹⁾		2.56		
	労 / employer	労使折半					7.65
	使 / employee				2.56 ²⁾		10.21
イギリス	GBR	23.8	税負担のため なし		国民保険 制度に統 合	なし	
	労 / employer	11.0 ³⁾					11.0
	使 / employee	12.8					12.8
ドイツ	DEU	19.9	14.0 ⁴⁾	1.7 ⁵⁾	3.3		労使とも
	労使 / employer + employee	全て労使折半					19.45
フランス	FRA	老齢保険				家族手当 ⁷⁾	
		14.95	13.85		6.48		
	労 / employer	6.65 ⁶⁾	0.75		2.44		9.84
	使 / employee	8.3	13.1		4.04	5.4	30.84

資料出所 日本: 社会保険庁ホームページ, 厚生労働省ホームページ
 アメリカ: 社会保障庁及び連邦労働省のホームページ
 イギリス: 関税歳入庁ホームページ
 ドイツ: Sozialpolitik aktuell in Deutschland (デュイスブルグ・エッセン大学付属社会学研究所)
 フランス: URSSAFホームページ

- (注) 1) メディケアパートAを指す。
 2) 州別失業保険税を含む平均値(2007年のデータによる)。
 3) 本人のこ。及び週91~610ポンドの所得部分における保険料。被用者には更に610ポンドを超える所得部分につき1.0%の保険料がかかる。
 4) 疾病金庫平均値。
 5) 子供のいない64歳以下の者は1.95%。
 2008年7月より1.95% (子供のいない64歳以下の者は2.20%)。
 6) このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
 7) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため、その他に計上。